

中泊町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(28年1月1日)	A		B	B/A	26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	11,912	8,015,447	165,402	1,173,796	14.6	17.2

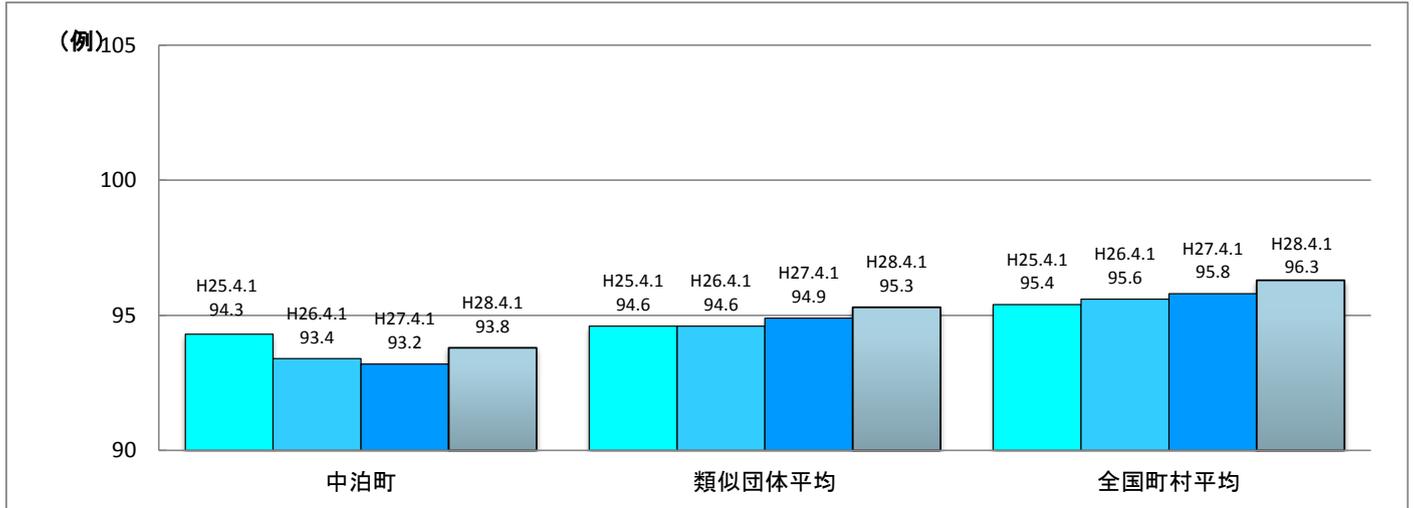
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
27年度	120	482,681	55,588	177,036	715,305

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円	千円
5,961	5,557

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を
 含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況 中泊町は人事委員会を設置していないため省略。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。若年層については改定なし。

高齢層については最大4%程度引下げ。4・5・6級に号俸を増設。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し 中泊町は地域手当の制度を導入していない。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中泊町	45.1 歳	320,600 円	341,724 円	341,558 円
青森県	43.4 歳	326,100 円	391,807 円	357,621 円
国	43.6 歳	331,816 円	— 円	410,984 円
類似団体	41.8 歳	303,965 円	344,996 円	328,396 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
中泊町	52.7 歳	7人	313,900 円	334,986 円	333,694 円	—	—	—	—
うち用務員	53.5 歳	4人	321,000 円	348,450 円	346,375 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.74
うち自動車運転手	51.7 歳	3人	304,500 円	317,100 円	316,858 円	自家用兼用自動車運転手	55.0 歳	195,600 円	1.62
青森県	49.3 歳	357人	301,800 円	336,973 円	324,644 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	49.5 歳	7人	276,423 円	295,761 円	285,979 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
中泊町	—	—	—
うち用務員	5,560,243 円	2,732,900 円	2.03
うち自動車運転手	5,124,384 円	2,686,600 円	1.91

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成25～27年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		中泊町	青森県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	176,700 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	142,000 円	142,000 円	—
	中学卒	134,000 円	130,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	249,300 円	338,000 円	363,000 円	383,900 円
	高校卒	209,700 円	285,300 円	338,000 円	363,000 円
技能労務職	高校卒	201,500 円	263,300 円	292,300 円	332,400 円
	中学卒	187,200 円	254,400 円	285,100 円	323,500 円

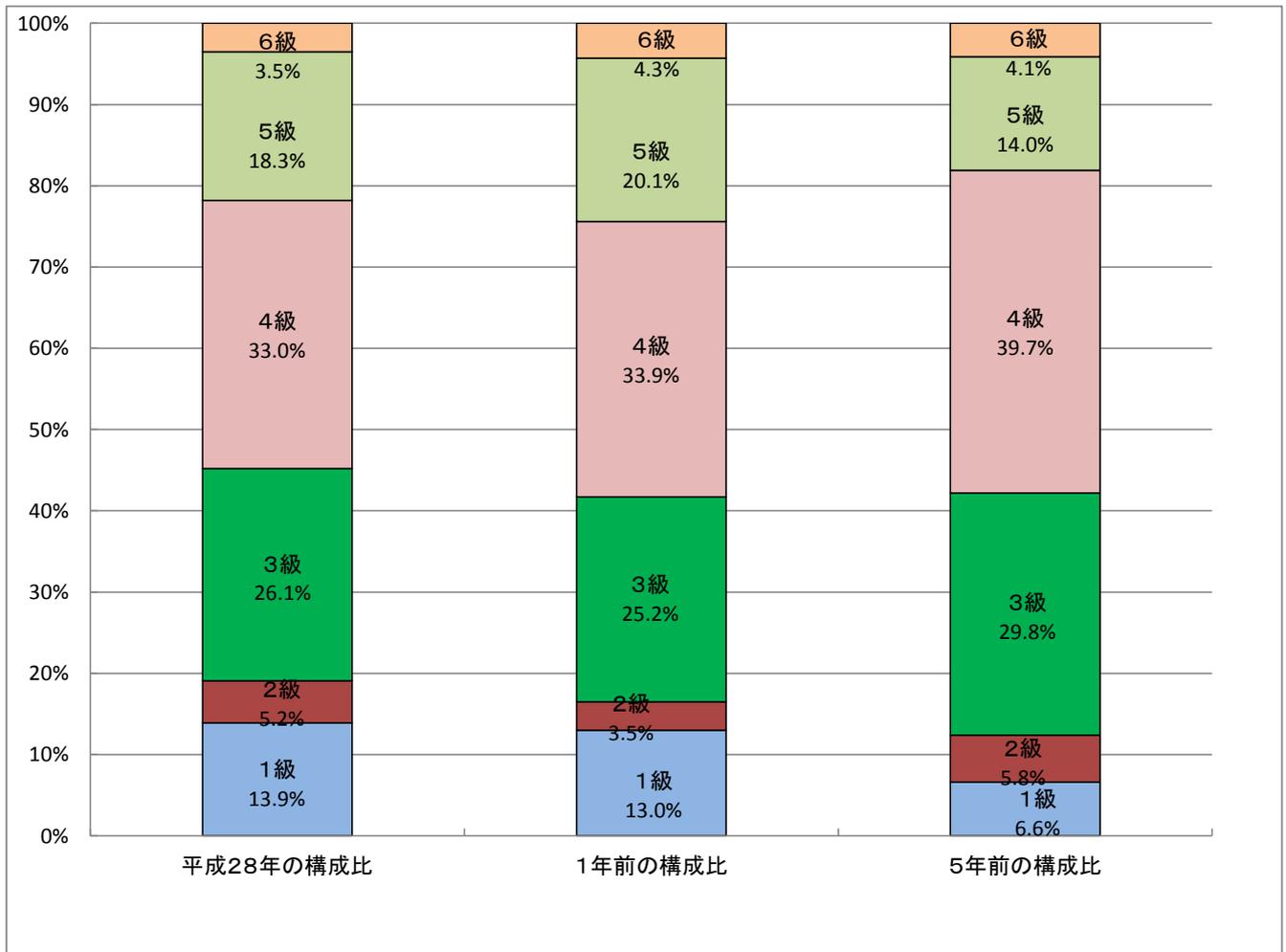
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	総務課長・参事	4人	3.5%	317,000円	409,000円
5級	課長(総務課長を除く)・副参事	21人	18.3%	286,200円	391,800円
4級	課長補佐・総括主幹	38人	33.0%	259,900円	383,000円
3級	係長・主幹	30人	26.1%	226,400円	348,800円
2級	主査	6人	5.2%	190,200円	303,000円
1級	主事・技師	16人	13.9%	140,100円	246,100円

(注) 1 中泊町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までおける運用	中泊町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中泊町	青森県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,449 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,581 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	中泊町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

中泊町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		

(割増率2～45%)	(割増率2～45%)
職務の級に応じた調整額	
1人当たり平均支給額	
自己都合	定年
千円	21,052 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 中泊町は地域手当の制度を導入していない。

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	17,016 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	8,508,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	1.2 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	診療所に勤務する医師及び歯科医師	診療業務	・医師:913,000円(月額) ・歯科医師:505,000円(月額)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	1,536 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	12 千円
支給実績(26年度決算)	1,679 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	29 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員は除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ		千円	円
	配偶者 13,000 円				
	配偶者以外				
	・1人目 6,500 円				
	・配偶者がいない場合 11,000 円				
・2人目以降(1人につき) 6,500 円	18,524	205,822			
・15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(特定加算) 5,000 円					
住居手当	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	同じ		千円	円
・支給限度額 27,000 円	1,934	214,833			

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車などの交通機関を利用する場合で通勤距離が片道2km以上ある職員に支給 ・交通機関利用 限度額 55,000 円 ・自動車利用 限度額 35,000 円	異なる	支給額、使用距離区分	千円 11,686	円 109,212
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・支給額 15,000～25,000 円	異なる	支給額	千円 6,360	円 212,000
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・支給額：勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間	異なる	勤務時間1時間当たりの単価の算出方法	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 ・一般の宿日直 4,200 円 ・勤務時間が5時間未満の場合 2,100 円	異なる	勤務時間1時間当たりの単価の算出方法	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給 ・支給額 3,000～4,000 円 (2)災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の時間外以外の時間に勤務した場合に支給 ・支給額 1,500～2,000 円	異なる	支給額	千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・支給額：勤務1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間	異なる	勤務時間1時間当たりの単価の算出方法	千円 820	円 117,167
寒冷地手当	毎年11月から翌年の3月までの各月の初日において町内その他の寒冷の地域に在勤する職員に支給 ・世帯主(扶養親族あり) 17,800 円 ・世帯主(扶養親族なし) 10,200 円 ・その他職員 7,360 円	同じ		千円 10,639	円 68,199

5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	694,000	円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 町 長	563,000	円	794,700 円 / 494,900 円 667,900 円 / 435,200 円
報 酬	議 長	268,000	円	326,000 円 / 199,000 円
	副 議 長	230,000	円	269,000 円 / 171,000 円
	議 員	220,000	円	250,000 円 / 160,000 円
期 末 手 当	町 長	(27年度支給割合)	3.00	月分
	副 町 長		3.00	月分
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合)	3.00	月分
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×月数×45.5/100	(1期の手当額) 1,516 万円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	給料月額×月数×26.5/100	716 万円	任期毎
備 考		町長、副町長に寒冷地手当(一般職と同様の支給基準)		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

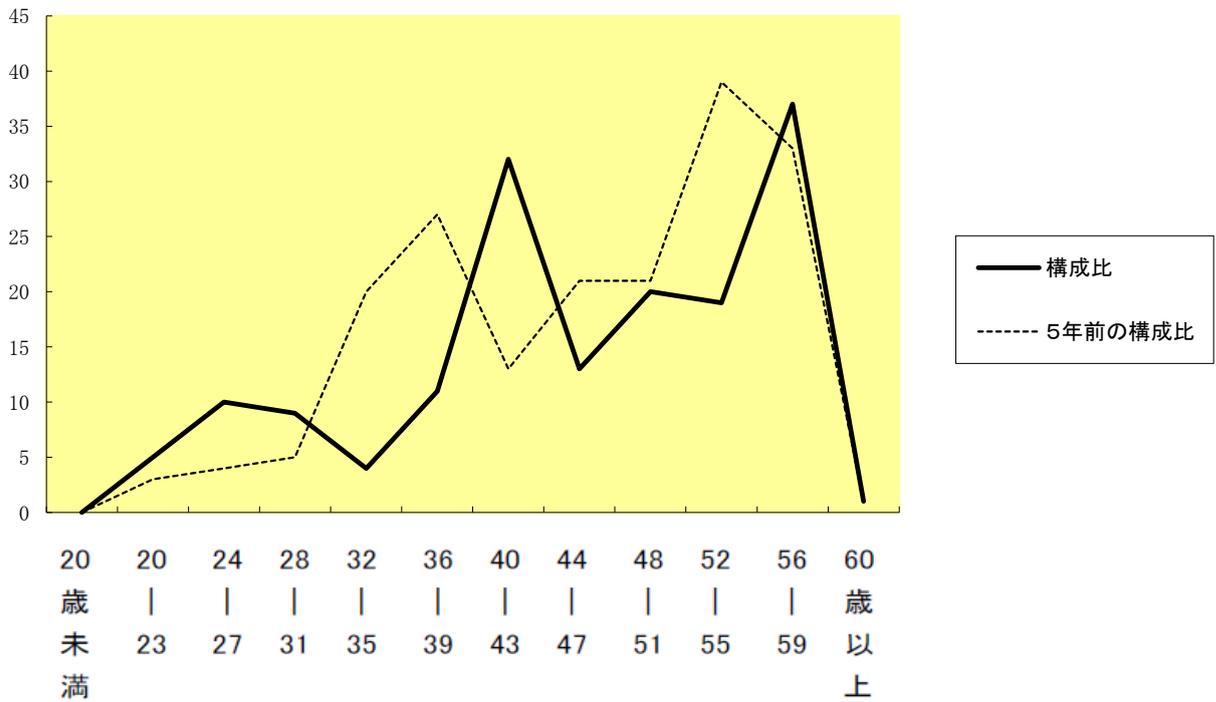
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通 会 計 部 門	一 般	議会	2	2	0	
		総務	37	38	1	・住民窓口職員の充実による増1
	行	税務	8	9	1	・町税徴収職員の充実による増1
		労働	0	0	0	
		農林水産	15	15	0	
	政 部	商工	4	4	0	
		土木	9	9	0	
		民生	9	10	1	・地域包括支援職員の充実による増1
	門	衛生	11	11	0	
		計	95	98	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.27 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 94.57 人)
		教育部門	25	28	3	・図書館、体育センター職員の充実による増2
	消防部門					
	小計	120	126	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.78 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 111.42 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	7	5	△ 2	・小泊診療所赤字軽減対策による職員の減△2	
	水道	5	5	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	29	24	△ 5	・特別養護老人ホーム静和園職員の減△4・一部事務組合派遣職員の減△1	
	小計	42	35	△ 7		
合 計		162 [205]	161 [205]	△ 1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 135.16 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む)である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成28年4月1日現在)

(例) %



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	10人	9人	4人	11人	32人	13人	20人	19人	37人	1人	161人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	109	108	106	106	95	98	▲ 11 (▲10.1%)
教育	30	29	27	27	25	27	▲ 3 (▲10.0%)
消防							0
普通会計計	139	137	133	133	120	125	▲ 14 (▲10.1%)
公営企業等会計計	48	46	43	43	42	35	▲ 13 (▲27.1%)
総合計	187	183	176	176	162	160	▲ 27 (▲14.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	263,878	74,811	41,438	15.7	16.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	7	23,908	2,126	8,508	34,542	4,935

(参考)水道事業市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,190

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
中泊町水道事業	41.8 歳	299,566 円	429,483 円
水道事業市町村平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中泊町水道事業	水道事業市町村平均
1人当たり平均支給額(27年度) 1,365 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,464 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 — 月分 (—)月分 勤勉手当 — 月分 (—)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

中泊町水道事業			水道事業市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額		千円	1人当たり平均支給額		15,855 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 中泊町は地域手当の制度を導入していない。

エ 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	0 千円
支給実績(26年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	0 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000 円 配偶者以外 ・1人目 6,500 円 ・配偶者がいない場合 11,000 円 ・2人目以降(1人につき) 6,500 円 ・15歳に達する日後 の最初の4月1日か ら22歳に達する日 以後の最初の3月 31日までの間にあ る子(特定加算) 5,000 円	同じ		千円 780	円 390,000
住居手当	自ら居住するため住宅(貸間を含 む)を借り受け、月額12,000円を 超える家賃を支払っている職員 に支給 ・支給限度額 27,000 円	同じ		千円 0	円 0
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車 などの交通機関を利用する場合 で通勤距離が片道2km以上ある 職員に支給 ・交通機関利用 限度額 55,000 円 ・自動車利用 限度額 35,000 円	異なる	支給額	千円 572	円 114,480
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に支給 ・支給額 15,000～25,000 円	異なる	支給額	千円 420	円 210,000
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年 始の休日等において、正規の勤 務時間中に勤務することを命ぜら れた職員に支給 ・支給額:勤務1時間当たりの給与額 $\times 135/100 \times$ 勤務時間	異なる	勤務時間1 時間当たり の単価の算 出方法	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 ・一般の宿日直 4,200 円 ・勤務時間が5時間 未満の場合 2,100 円	異なる	勤務時間1 時間当たり の単価の算 出方法	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員 が臨時又は緊急の必要その他の 公務の運営の必要により、週休 日又は休日等若しくは年末年始 の休日等に勤務した場合に支給 ・支給額 3,000～4,000 円	異なる	支給額	千円 0	円 0

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
管理職員特別勤務手当	(2)災害への対処その他の臨時 又は緊急の必要により週休日等 以外の日の午前0時から午前5 時までの間であって正規の時間 外以外の時間に勤務した場合に 支給 ・支給額 1,500~2,000 円	異なる	支給額	千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間に 勤務することを命ぜられた職員に 支給 ・支給額:勤務1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間	異なる	勤務時間1 時間当たり の単価の算 出方法	千円 0	円 0
寒冷地手当	毎年11月から翌年の3月までの 各月の初日において町内その他 の寒冷の地域に在勤する職員に 支給 ・世帯主(扶養親族あり) 17,800 円 ・世帯主(扶養親族なし) 10,200 円 ・その他職員 7,360 円	同じ		千円 354	円 58,933